

- **2021年度～2022年度にかけて行ってきた、感染症対策ならびに行動制限等については、基本的に撤廃をいたします。**
  - マスクの着用は個人の判断とする。ただし、着用する者・着用しない者、それぞれの判断を尊重し、互いに強要をしないこと。
  - 混雑が予想される場面、例えば公共交通機関の電車内、チームテント内、更衣室、招集所、等においては、マスクの着用を推奨する。
  - 大会前14日間の体調チェック及びその記録を付けることは、推奨とする。
  - 大会前72時間以内のPCR等による検査の対応は、推奨とする。
  - 各チームの帯同人数の制限はしない。またチーム関係者や応援者、ならびに一般観客の入場を可能とする。
  - 会場入場時の検温チェックや、ウイルス検査結果の確認は行わない。
- 基本的な感染対策の継続をお願いいたします。
  - こまめな手洗い、手指消毒
  - 3密（密接・密集・密閉）の回避
- **ただし、大会当日に体調が優れない場合は、大会会場への来場はお控えください！**

第21回全日本ジュニアライフセービング選手権大会  
第6回全日本マスターズライフセービング選手権大会  
行動制限・管理について②

---

- 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。
- 5類感染症に移行することから、**一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。**外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることとなります。
- このことから、JLAが主催する競技会においても、「濃厚接触者」の特定や、その者の外出自粛は求めないこととします。同様に、競技会終了後に参加者が新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合の報告はしなくてよいものとします。

※参考

■厚生労働省のページより

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>